

広陵町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月31日
広陵町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置づけられた。

広陵町においては、農業の担い手不足と高齢化が問題となっており、その解消に向けた対策を図っていくことが求められている。

特に、遊休農地の発生が懸念されていることからその発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、広陵町が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえた上で、法7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、広陵町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する奈良県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する広陵町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年度に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営大2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営大2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和4年4月)	501.00ha	7.1ha	1.42%
5年後の目標 (令和7年4月)	481.00ha	5.35ha	1.11%
10年後の目標 (令和14年4月)	461.00ha	3.6ha	0.78%

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積

※3 目標設定の考え方:管内の農地面積の目標及び遊休農地面積の目標は過去3年間に減少した農地面積の平均から算出。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員、推進委員及び事務局が連携し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

③非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積の割合 (B/A)
現状 (令和4年4月)	501.00ha	79.0ha	15.8%
3年後の目標 (令和7年4月)	431.00ha	89.0ha	20.64%
目標 (令和10年4月)	361.00ha	97.0ha	26.86%

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※2 集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積

※3 目標設定の考え方：管内の農地面積の目標及び集積面積の目標は、過去3年間に減少した農地面積の平均から算出。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、人と農地の問題解決のため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、広陵町、農地中間管理機構、農協等と連携し、
 - (ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
 - (イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地の把握
 - (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （令和4年4月）	2人 （0.2ha）	0法人 （0ha）
5年後の目標 （令和9年4月）	27人 （3.2ha）	2法人 （2.0ha）
10年後の目標 （令和14年4月）	52人 （6.2ha）	4法人 （4.0ha）

※1 新規参入者数は、農地の権利移動を伴う新たな新規参入数であり、法人雇用や親元就農は含まない

※2 新規参入者取得面積は、新規参入者が参入時に権利取得した農地面積

※3 目標設定の考え方：新規参入者数（個人）の目標は、過去3年間の平均年間新規参入者数5人に基づき算出。新規参入者取得面積は、活動計画における目標面積年0.6haから算出

担い手の育成・確保

	総農家数 （うち、主業農家数）	担い手		
		認定農業者	認定新規 就農者	特定農業団体そ の他の 集落営農組織
現状 （令和4年4月）	611戸 （18戸）	33経営体	7経営体	3団体
5年後の目標 （令和9年4月）	571戸 （28戸）	40経営体	11経営体	5団体
10年後の目標 （令和14年4月）	531戸 （38戸）	47経営体	15経営体	7団体

※1 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

※2 「総農家数（うち、主業農家数）」は2020年農林業センサスの数値を記入する。

※3 目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 奈良県・奈良県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入の推進を図る。

③農業委員会によるフォローアップ活動について

- 農業者のための説明会やイベント等による情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制の整備に努める。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入れ条件の整備に努めるとともに、営農指導等後見人的な役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（法人を含む。）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

広陵町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、広陵町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力